

○財務省告示第二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量

一五		四四九トン
一四の二		四六五、二一九トン
一四		九一四、四〇七トン
一三		四、〇三七、六七八トン
一二		五〇、一五二トン
一一		一二、五七五トン
一〇		七、〇八〇トン
九		三五、一三七トン
八		七・八トン
七		九トン
六		二五九トン
五		一、二五五トン
四		二三、七二一トン
三		二〇トン
二		〇トン
一		〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
二九四トン	七トン	一一、一九一トン	三、七一三トン	〇トン	六三トン	四、六五七トン	一八二トン	二〇、三六七トン	五五五トン	九一四トン	一二、六八四トン	九二、四六八トン	四、〇〇一トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入

数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、〇三七、六七八トン
一四	三〇〇、四八七トン